



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 法人税関連

シニア アカウンティング オフィサー: 証明書の電子提出とその他の変更

今般、英国歳入税関庁(HM Revenue and Customs: 以下「HMRC」)は、先頃行ったシニア アカウンティング オフィサー(Senior Accounting Officer: 以下「SAO」)に係るガイダンスの変更点詳細を定める Revenue and Customs Brief 12 を発表した。変更点の1つとして、SAO 証明書の所定の書式による提出または電子提出が認められたことが挙げられる。これまで、SAO 本人の確認を行う通知書は電子提出できたが、SAO が署名する証明書は書面での提出しかできなかった。ただし、今後 SAO 証明書を電子提出する場合は、証明書に当該 SAO の「識別可能な署名」を含まなければならない。他にも、HMRC の組織変更に伴うアップデート、グループ内の財務数値合算に関する事例の追加ならびに SAO の役割の移譲制限および一年以外の会計期間における提出制限に関する HMRC の見解の明確化等が行われている。

2. VAT 関連

(1) CJEU 判決: 「みなし」関税によって VAT は発生せず

今般、欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union: 以下「CJEU」)は、Eurogate Distribution GmbH(以下「Eurogate」)および DHL Hub Leipzig GmbH(以下「DHL」)に対する合同訴訟

について判決を下した。本訴訟は、「関税手続で『手続ミス(technical failure)』をすると、関税だけでなく付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)にも課される」というドイツ当局の申立てに関するものである。CJEU は「物品に適用された関税規定に沿わなかったことで当該物品に関税が課されたとしても、それによって VAT 上の『輸入』が行われたことにはならない」という判決を下した。また本訴訟の事実関係についても、VAT 上の「輸入」はなかったとし、Eurogate および DHL はドイツ当局が訴える輸入 VAT 支払義務を負わないと判断した。

(2) 仮払 VAT: 購入価格より低い価格で売却された場合も回収可能

CJEU はオランダにおける Gemeente Woerden 訴訟についても判決を出した。本訴訟は、ある団体に取得価格の約10%で建物2棟を売却した地元自治体の仮払 VAT 回収に関する訴訟である。建物を購入した団体はその後、建物の一部を無料で開放した。オランダ税務当局は、当該取引を、VAT が非課税となるリース取引とみなし、自家消費材とみなして(self-supply charge)課税することによって自治体の仮払 VAT 回収を否認した。CJEU は、(非関連者である)購入者が建物の使用方法は自治体の VAT ポジションに何の影響も与えないこと、また、取得価格より低い価格で売却されたものの、自治体はこれらの建物の課税供給を行ったのであり、当該建物について発生した仮払 VAT を全額回収する権利があるという判断を下した。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email : tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。